

農林水産業・食品産業の現場の
新たな作業安全対策に関する有識者会議
(第3回)

農林水産省大臣官房政策課

農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議（第3回）

令和2年7月1日

【木村上席企画官】 では、時間より少しだけ早いですが、ただいまより第3回農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議をオンラインにより開催いたします。

本日司会を務めます大臣官房政策課の木村と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお時間を頂戴しまして、また、オンライン会議の設定等にも御協力いただきまして誠にありがとうございます。

今回第3回ということになりますので、ぜひ今日も活発な議論をお願いしたいと思っております。

それでは、まず初めに、末松農林水産事務次官より御挨拶を申し上げます。

【末松事務次官】 皆さん、こんにちは、第3回ということで、今回もよろしくお願いいたします。

今回は前回6月の会議で案をお示ししました、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範について、その時に頂いた御意見などを踏まえて、事務局でいろいろ検討した案をお示しして、核となる部分の取りまとめをしたいと思っております。

規範を作って、それを色々な方がちゃんと活用していただく、その次に、おのおのの立場でいろいろ深めていくということは非常に大切なことだと思います。どういうふうに活用するのかを含めて、基本となるものをきちんと作っていきたいと思いますので、忌憚のない御議論を頂きたいと思っております。

作業事故の減少ということが、これから必ず経営発展に結びつくと思っています。我々も検討する中で、色々いいことというか、こうやったらうまくいくんだということがいっぱい分かってきたような気がします。また皆様の様々な御意見を伺いながら、政府として何をしていけばいいかというのを考えていかなくちゃいけない時期だというふうに思っております。

それから、またその先にどういうことが必要かということについても、是非色々御意見を頂きたいと思っております。今日も活発な御意見を頂けることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【木村上席企画官】 取材の方の写真撮影はここまでとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に委員の皆様の方にお送りさせていただいていると思いますが、議事次第、それから、資料一覧、それから、資料1から5まで、さらに、参考資料が1から4までということになります。資料4は4－1から4－5まで5冊ございますので、御確認いただければ思っております。

本日の出席者につきましては、資料1の出席者一覧のとおりとなっておりますので、御参照いただければと思います。お1人ずつの紹介は省かせていただきます。

それで、前回と同様、今日の会議の進め方でございますが、事前に事務局の方からお知らせしておりますが、御発言を希望される場合は、このチャット欄に発言される旨を書き込んでいただきますと、こちらの事務局で確認しまして、マイクをオンにできるように操作しますので、画面の表示に従って、ミュート解除ボタンを押して御発言いただければと思います。御発言の際には、マイクをオンにして、冒頭にお名前をおっしゃっていただいてから発言をお願いしたいと思っております。

そういうことで、今日も皆様からできるだけ多くの御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

初めに、今日の議題の1つであります、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範、これに関しまして、資料3の共通規範につきまして、浅川総括審議官の方から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【浅川総括審議官】 総括審議官の浅川です。今日もよろしくお願いいたします。

前回、共通規範の骨子という形でお示したもののについて、前回の会議で頂きました様々な御意見を踏まえまして、今日は完成形の形で資料の中に入れてございます。

前回頂いた御意見というのは、資料の2の「これまで委員から頂戴した主なご意見等」というのを参照いただければと思います。

資料3を御覧いただきたいと思います。

まず、共通規範ですけれども、それぞれの事業者の方が共有できる作業安全の考え方や取組を示すというのが趣旨です。

そして、いわゆるPDCAサイクルといいますか、計画、実行、評価、改善というサイ

クルを回しながら、これの繰り返しによって安全への意識を高めていただけるようなことを期待しておりますので、この作業規範というのは浸透を図っていきたいと考えております。

そのことの趣旨を、まず最初にこの四角の箱で1ページに入れております。

2ページからは、個別の規範の内容になります。

まず、(1)ですけれども、作業安全と人命は全てに優先すると書きました。前回の会議で、東森さんのほうから、人命というのを入れるべきだという御意見を頂きました。また、吉田さんのほうから、意識の低い事業主の方もいらっしゃると思いますので、解説も入れたほうがいいのかという御意見も頂きまして、それぞれの事業者の方の理解に資するために、各項目ごとに解説といいますか、趣旨を書いております。

(1)の趣旨といいますのは、まず農林漁業や食品産業、木材産業における事故率の高さという現状を書いております。また、このまま放置しておきますと死亡事故というのにつながる可能性があって、日々の幸せや安定が覆されるということを2つ目の段落で書いております。このために、最優先に作業安全と人命を考える必要があるんだという、こういう趣旨を書いております。

そして、高橋委員のほうから、前回の会議で、作業安全を守らないと何が起きるのか、こんなことが起きるんだというのをしっかり書くべきだという御意見を頂いたんですが、そのとき、収入が落ちるとか、いろいろな御意見もあったんですけれども、なかなか、あまり具体的に書くのもどうかと思ひまして、この2段落目のような形の表現にしております。

また、この趣旨は次の(2)のほうにも生かされております。

(2)は作業安全の確保は経営が継続発展するための要であるということで、最近の職場には高齢者や外国人など、いろいろな方が働いているという現状を踏まえまして、このようにいろいろな方が安全に働けるということが職場の大前提であるということ。また、ベテランが安心して働けることで、安全のみならず、技術の継承も円滑に行うことができるということで、作業安全が図られないデメリットの裏側で、作業安全が図られるメリットというのをここで書き込んでおります。

また、次にデメリットを書いておりますけれども、短期的には経営の負担になる場合もあるけれども、長期的には経営の発展につなげていくことができるし、また、事故発生時に作業がストップすることによるダメージというのを、こういうデメリットも防げ

るということ書きまして、この作業安全の確保の重要性というのをしっかり意識していた
だきたいという趣旨を書き込んだつもりでございます。

そして、(3) が具体的な対策になります。

ここは①から⑤の具体的な対策を書いております。この詳細につきましては個別規範の
ほうに反映させるとして、ここではその趣旨として、日々の取組の中で再点検をしていた
だきたいと、そして、対策につなげていただきたいということを趣旨のところで書いてあ
ります。

また、(4) は事故が発生した後に備えるという趣旨の対策を書いておりますけれども、
こちらも経営として不測の事態に備えることができるのではないかとということで、このよ
うな対策を講じていただきたいということを趣旨に書いております。

また、ここについては、日吉さんのほうから事故後の対策というのをしっかり書いたほ
うがいいという話もありましたので、ここの趣旨の部分と、あと、これから御説明します
団体向けの規範のほうにも反映させているところでございます。

そして、次の4 ページが事業者団体向けです。

事業者団体向けもそれぞれの項目ごとに趣旨を書いておりますけれども、基本的には個
別の事業者の皆さん向けのことと同じことが書いてあります。ただ団体につきましては、

(1) の最後の段落になりますけれども、実際の経営者に安全、人命が優先するというこ
とを再認識して最優先に考えていただくためにも、団体においてはこのような考え方を構
成員に積極的に周知していただきたいということで、団体に対してはここのところが一番
お願いしたいということで最後に書いてあります。

また、同じように(2) におきましても、最後の段落になりますけれども、安全対策の
投資というのは長期的にはいいことなんだということを構成員に積極的に周知していただ
きたいということでございます。

また、(3) ですが、これは砂田さんのほうから、実際事業者は中小規模の人も多
くて、作業安全に関するノウハウやスキルがまちまちだというお話がありました。したが
いまして、これも最後から2行目のところにありますが、構成員が安全対策を講じる際に
必要な助言や支援をお願いしたいということでございます。

次の(4) ですが、これも事前の対策のところ、「しかし」以下で書いてありま
すけれども、小規模な事業者ではあらかじめ備えるというのに十分な知識や時間もないこ
とが多いということで、ここの補完を団体のほうからお願いしたいということを書いてあり

ますし、特に個別の事情になりますけれども、労災に加入していない人が多い、そういう業種については、団体が労災保険の特別加入団体となって構成員の加入を促すといったこと、また、日吉さんから御意見いただきましたように、事故発生時に迅速な救難体制を整備するという、そういうチームワークをしっかりと発揮していただくために団体が役割を果たしていただきたいということを期待してこのような表現にしているところでございます。

共通規範についての説明は以上になります。

【木村上席企画官】 資料3に関しまして、委員の皆様のほうで御意見があれば、チャット欄に入力をお願いしたいと思っておりますが、前回提示させていただいたものを、説明を加えたということでございますので、皆様の御意見は反映されているかと思っておりますけれども、特段の御発言があればお願いいたします。

よろしいですね。もう続々と出ていますが、じゃあ、まず、全中の生部さん、それから、その後、小谷さんという順番でお願いできますでしょうか。

じゃあ、生部さん、お願いします。

【生部委員】 ありがとうございます。全中の生部でございます。よろしくお願い致します。

前回会議で、直接各委員の意見を伺いながら、再認識させられたところ、括目したところもたくさんありました。前向きに対応したいという前提のもとで発言したいと思っています。

とりあえず資料3だけというところなのかなと思います。ちょっと感じたところはまた別のところで言わせていただこうかなと思います。

3つほどありますが、1つ目が、この規範の位置づけで、資料3の1ページ目の2行目の最後、この規範は何だと言ったところで、「関係者が日々留意し実行すべき事項を、『個別経営体向け』と、個別経営体を構成員とする『事業者団体向け』に整理した」とございます。「個別経営体向け」のほうは分かる、理解できる場所ですけども、ちょっと今さら感と言われてしまえばそれまでですが、この「事業者団体向け」というところを「事業者団体等向け」ということで、関係者を広く包摂するようなことができないかという問題意識です。

といいますのが、この有識者会議に先立って、これまで農水省のほうでも定期的に、直近でいけば2月10日に春の農作業安全確認運動推進会議をやられましたけれども、そこには広範なメンバーが参画されておられますし、特にこの3月の食料・農業・農村基本計

画、再決定されたわけでありますけれども、その中でも「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」として、「幅広い関係者の参画と政府関係府省の連携による施策の推進」もうたわれており、実効ある取組をしていくということでは、もちろんこの事業者団体という役割が大とは思いますが、現場最前線に立たれる関係者はそれだけではなく、多様な関係者も位置づけるべきではないかと。

そうは言っても、この共通規範の本文への影響を最小限にすることも必要なのかなというところもありまして、先ほど申し上げた「個別経営体を構成員とする事業者団体」とありますけれども、その後に、例えば、「及び関係する機関・団体」というのをつけて、この「事業者団体等」という形にできないかなというところでもあります。位置づけのところなのでちょっと申し上げたかったのが1つです。

あと、規範の表現として申し上げたいところがあります。「作業安全と人命は全てに優先する」というところ、前回の味の素の東森委員のご発言に非常に大きな衝撃を受けました。自分なりに整理したことは、「なぜ作業安全するんだい？」と言われたときには、「命を守るためなんですよ」と。「命を守るということはどういうことなんだい？」と言われたときには、「一人一人、1日でも長く農業に携わっていけることなんだ、あるいは、御自身が無念とならないこと、そして、家族、仲間、地域を悲しませないということなのかな」と。御説明がありませんでしたけれども、資料2で、前回のこの作業安全規範に関するコメントで幾つか挙げられていました。これらをどうやって乗り越えるかというところがポイントにもなってよいかなと思います。

そうした中で、2ページ目、4ページ目のところで、「作業安全」と「人命」というのが併記、並列になっているところが、言葉でどうなのかなという気もしまして、ポスター活用を共通規範において考えておられるのであれば、人命というところ、命でありますけれども、平仮名を用いて、「いのちを守る作業安全は全てに優先する」というのはどうなのかなと。私的には、「作業安全」と「人命」というのが並列になっているところが若干引っかかる、命が大事というところはもうそのとおりだと思うんですが、そんなところがあります。

表現のところ、2ページ目のところの(1)の3パラ目のところの「追及」とあるんですが、これは追い詰める、追い及ぶではなくて多分追い求める「追求」なのかなと思います。

あともう1点、文字の正誤でいきますと、個別経営体向けの部分の3ページの(3)、(4)

のところで丸数字が振られていまして、多分ここの中身が個別規範に展開してくると思うんですけども、例えば、(3)の③に「機材の安全性の確保」、(4)の③に「事業継続計画の策定」とあるんですけども、これ資料4のところで、ちょっと先んじてしまいますけれども、農業の分野で見ると、(3)の③は個別規範でいうと1－3で「資機材等の安全性の確保」であったり、(4)の③は2－3で「事故時の事業継続に向けた備え」となっていて、特に資料3の(4)の③の「事業継続計画の策定」、いわゆるBCP計画なんだろうけれども、ちょっとワーディングとして重過ぎるかなという印象があります。個別規範にあるような、この「事故時の事業継続に向けた備え」としていただいたほうがいいのかなと思いました。

以上です。長くてすみませんでした。

【木村上席企画官】 生部委員、ありがとうございました。

小谷さんがちょっと音声の調子が悪いようなので、後にしましょうかね。もう一度後ほどお声がけさせていただきます。

次は、じゃあ、梅崎委員、お願いできますか。

【梅崎委員】 それでは、よろしく願いいたします。梅崎です。

それでは、ちょっと2点だけ気づいた点についてお話を申し上げます。

まず、共通規範は非常にすばらしい規範だというふうに思います。まず、この業種の方々の考え方を本当にきちんと整理するという意味でも、この規範は非常にいろいろな場で参考になると思います。

細かい点で、たった2点だけございます。

今ちょうどお話もあったんですけども、(3)の作業安全の確保ためにといて、①から⑤並んでいるんですが、その③の機材の安全性の確保、これは先ほちょっと資機材という話もあったんですが、実は私どもの所轄する労働安全衛生法の中では、機械器具その他の設備という用語をちょっと使っております。機材と言うとどうしても器具や道具ということになるんですけども、むしろこの場合には、それこそ農業機械だとか、そういう機械類の安全性の確保が非常に重要だと思いますので、差し支えなければ、機械器具その他の設備、あるいは、それに類する用語にさせていただけると、やはり農業機械なんかも含めて機械をきちんとやらなきゃなんないんだなというメッセージが伝わるので、いいのかなというふうに思います。

それから、(4)なんですけど、労災保険の加入もぜひ進めたいとともに、やは

り特別加入の話が非常に重要なものですから、特別加入の（特別加入を含む）ということなんかを、例えば、入れていただけると非常にありがたいのかなというふうに思います。

それから、労働災害事故発生の際には、やはりその事故の発生した原因についてきちんと究明する、その原因究明ということが必要ですので、原因究明と対策がペアになっていると思いますので、ぜひ原因究明の視点からもちっとコメントを入れていただければと思います。

以上でございます。

【木村上席企画官】 梅崎委員ありがとうございました。

続きまして、水工研の高橋委員お願いできますか。

【高橋委員】 水工研の高橋です。よろしくお願いします。

全体としては非常にすばらしい規範ができてきていると感じております。

細かい点ですが、表現上のところで2点ほどコメントさせていただきます。

1点目は、先ほどの生部委員と全く同じ意見となりますが、(1)のタイトルに作業安全と人命を並列に記載するのは若干不自然に感じます。人命を優先するために作業安全に取り組みましょうということだと思しますので、ここの表現についてはもう少し考えられるとよいかと思います。

2点目は、(4)の1文目「事故の発生をゼロにすることはできません」という表現についてのコメントです。細かい話になりますが、事故自体がゼロになることはあり得ますので、正確には「事故発生リスクはゼロにはならない」ということだと思います。人が何らかの動きをする以上、トラブルに巻き込まれるリスクは必ず生じるわけです。そしてその結果として、事故が起きてしまう場合もあるし、起きない場合もある、ということではないかと思います。この部分の表現は正確なものに改めてはいかがかと思いました。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

小谷委員の音声が発したようだけれども、小谷委員、いかがでしょうか。

【小谷委員】 小谷です。失礼しました。

資料3の(1)の作業安全の四角の中で、4行目に、「農業では年間300人近くの」というのが出てきていますが、その手前に、「林業では建設業と比較して5倍の発生率」とかあるんですが、死亡者、急に農業300人だけがとても浮き立ってあって、ちょっと農業の危険性が出てくるなと感じたということです。

それで、頂いていた参考資料の３に、各分野別の事故の発生を見ると、改めて農作業だけが死亡事故の数が３００人弱、２７４人というのが出ていて、ほかは、林業、木材、漁業、いろいろ千何人の死傷を含めた災害の人数なんですね。農業だけ死亡事故のデータが示されている中で、３００人と提示するのは、ちょっと他の分野とのバランスとして、殊更に農業だけを出すのはどうなんだろうという印象を受けました。

あと、次のページの（４）の事故発生時に備えるというので、先ほどの先生もおっしゃった、リスクをゼロにするというお話でしたけれども、ちょうどその後ろを読んでいたら、「不幸にして事故が発生してしまった」というふうに書いていますけれども、この「不幸にして」という形容詞を入れる必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

あとお二方から御意見を頂いて、ここは一度区切りたいと思いますが、いとう漁協の日吉さん、お願いできますか。

【日吉委員】 私は共通規範についておおむね同意するところであります。漁業的に見たら、いろいろな漁業は多種多様な労働がありますので、大まかなところを規範で言うていただくのは非常によかったなと思うところです。

事故発生時における速やかな対応策についても、記載していただいていて感謝するところでもあります。海上作業中には速やかに対応することは重要であると思うことと、ぜひ策定を周知徹底していただきたいなと思うところです。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

では、次に、大日本水産会の小林委員、お願いします。

【小林委員】 発言の機会を頂きましてありがとうございます。

共通規範ということで、この内容でおおむねよろしいかと思っております。特に従業者全員が作業安全対策を自らの使命ということを各所で位置づけられていること、それから、若者が未来を託せる職場と、やはりこの言葉が入ったことで非常にやる気が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、１つ、（３）のところで、最後から２行目で、「現場の特殊性を理由に安全対策を講じるのを諦めるのではなく」と書かれていますが、むしろ漁業の場合は現場が特殊であるからこそ安全対策をしなくちゃいけないんだというふうに認識していますので、そう

いったところの、方向性を出していただければというのがひとつお願いしたいところです。
以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

じゃあ、今頂いたそれぞれの御意見に対しまして、浅川総括審議官のほうからお願いいたします。

【浅川総括審議官】 御意見ありがとうございました。

まず一番最初の、生部さんの関係する機関というのを入れるべきだということであります。作業安全を徹底していくためには、事業者団体の方々と事業者だけではなくて、例えば、機器メーカーですとか、地方自治体とか、国というのも、みんなで一緒にやらんくちやいけないというのはおっしゃるとおりでありますし、基本計画にもその趣旨で書いております。

今回のこの規範というのは、この内容からすると、やはり現場の事業を行う方、もしくは、それを指導する団体ということ念頭に書いておりますので、必ずしもこれがそのまま、例えば、地方自治体とか国に当てはまるかという、そうでもないものですから、この「事業者団体等」の「等」から落としているということでございます。

ただ、例えば、機器メーカーとか、そういう関係メーカーの方は、3月のシンポジウムで梅崎さんから御提示のあった4領域の1つ、技術というところにおいて大きな役割を果たしていくことのほかに、実際機器を販売した後のいろいろなメンテナンスという意味で、非常にこの安全に対して大きな役割を果たしていただくというのはもちろんですし、あと、地方公共団体や国というのも、これらの取組を支援したり、また、作業目標を設定したりといった、そういうサポートしていくという意味で当然一緒になってやっていくというものであります。

今の申し上げたことというのは、規範が必ずしもカバーしていない部分で、国も初め、いろいろやらんくちやいけないことがあるというのは認識しておりますので、この規範以外の安全対策について、それぞれの主体がどういう役割を果たすかというのは、これはこれでまた別途しっかり検討して、この規範がしっかり現場に浸透するような形で物事が進むようにしていきたいというふうに考えております。

そう考えますと、その「事業者団体等」の「等」というのが事業者団体に類する団体であれば「等」というの入ると思うんですが、例えば、農機具メーカーとか、そういうようなところまで含まれるとちょっと入らないのかなというふうに考えているところでござい

ます。

また、命と安全の関係ですが、確かに、これ生部さんと、あと、高橋さんと両方御意見いただきましたけども、ロジックからいうと命を守る作業安全ということだと思いますので、表現を変えることを検討したいと思いますし、また、少し飛びますけれども、高橋さんから頂いたリスクがゼロではないかというのも、これリスクというのを片仮名で書いて、何か難しいかなと思ってリスクを取っちゃったんですけれども、ロジックで言うリスクがゼロということなんで、こちらも舌足らずでしたので、修正を検討したいと思います。

そのほか、様々なところで表現上の御意見を頂きました。生部さん、梅崎さん、あと、小谷さんからも頂きましたけれども、こちらについてはもう一度全体を見直してみて、修正できるところは修正をしていきたいと思います。ただ、正確さを期すあまりかえって難しい表現にならないようにということも配慮しながら、修正はしていきたいと思います。

以上です。

【木村上席企画官】 ほかに農水省側で御発言があればお願いしたいんですが、よろしいですかね。

文言のミスも含めて、事務方で不十分なところがありまして申し訳ございませんでした。御意見を踏まえてしっかり修正していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、続きまして、次の資料に移りたいと思いますが、資料４を御覧いただきたいと思います。

こちらは共通規範と連動する形の業種ごとの個別規範になっております。資料４－１から４－５までありますが、これに関して、浅川総括審議官から説明をお願いいたします。

【浅川総括審議官】 それでは、資料４について御説明をしたいと思います。

資料３の共通規範のほうは、今日頂いた御意見も踏まえて、こちらのほうで確定をしたいと思っておりますが、資料４の個別規範のほうは、今日確定というわけではなく、今回検討のたたき台ということでお示しをしております。今日お気づきの点なども含めて皆様から御意見を様々頂きまして、また、それを踏まえて当方のほうで検討を深めていきたいという、そういう位置づけでございますので、いろいろ気づきの点があれば御意見を遠慮なく頂ければと思います。

この個別規範については、それぞれの業種、また、個別事業者団体ごとそれぞれに個別規範を設けております。この位置づけですけれども、共通規範の（３）と（４）で具体的に取り組むべきことというのを列挙してありますけれども、さらに細目といいますか、具

体的に、じゃあ、現場で何をしたらいいのかというのをさらに分かりやすいような形で列挙しましたという位置づけのものです。

それぞれの業種で共通の項目もありますけれども、例えば、研修の内容ですとか、作業安全のルールを守る仕組みですとか、使用する資機材名とか、業種ごとに違うものがありますので、これは全く同じではなくて業種ごとに全て書き分けているところでございます。

具体的に言うと、1－1－3のところ、備えるべき知見や情報の内容というのは業種ごとに違うんで、こういうところは違う表現にしておりますし、また、1－2－2ですとか、1－2－3、1－2－4、1－3－1、1－3－2というのは、それぞれ使う道具などが各業種で違いますので、ここも具体的に違う表現にしておりますので、それぞれの委員の皆様におかれては、関係する業種のところを御覧になっていただければと思います。

経営体のそれぞれのレベルにもよりますけれども、最終的にはここに書いてあることが全て実行されるような形で、業界全体の安全対策への取組の底上げを図っていききたいというものがこの個別規範の趣旨でございます。

どういうふうに使ったらいいのかというのは、また次の説明時間のときに説明をさせていただきたいと思いますので、この時間においてはこの個別規範について、それぞれの項目で御意見を頂ければ幸いです。

以上です。

【木村上席企画官】 それでは、この個別規範につきまして、委員の皆様から御発言をお願いしたいと思います。またチャット欄に発言希望の旨入力していただければと思います。

それでは、全森連の、飛山委員、お願いできますでしょうか。

飛山さん、聞こえますか。ちょっとこちらで聞こえませんが、飛山さん。

ちょっとマイクが調子悪いので、すみません、また、後ほどお声がけします。

じゃあ、先に森林総研の上村委員、お願いします。

【上村委員】 森林総合研究所の上村です。

全体としてよくできていると思っています。林業の個別規範の中で、資料4－2のほうを見させていただいて、ちょっと感じることを述べたいと思いますが、恐らくほかの農業ですとか、水産業のほうにも関わるものかなと思っています。

私どもの林業の中では、やはり人的対応力の向上というのが不可欠だと思っています。やはりその現場の状況というのは日々変わっていきますし、そういった中で判断するのは

それぞれの作業者に負うところが多いからであります。

その中で、事件事例やヒヤリ・ハット事例の情報の分析と活用ということが非常に重要なんですけれども、この情報を分析して活用したものをどうやって人的対応力の向上につなげるかというのが非常に重要だと思っていまして、その中で、ヒヤリ・ハット事例の周知ですとか、共有が重要なのではないかと考えています。

いろいろこのようなヒヤリ・ハットの事例のデータを集めて、もちろん分析するということも大事なんですけれども、やはりその結果をどうやって現場のほうに発信していくかというのが大事なだろうと考えています。

こちらちょっと見えますでしょうかね。このような冊子がこの3月に高知県の林災防から出ています。この中見ていきますと、非常にイラストで分かりやすいんですよね、1事例で見ますと、見えますかね、こういうような現場のことが分かってらっしゃる方がイラストを描いて、こういった冊子を配布して皆さんに普及しているという事例があります。やはりこのような事例の取組がこの個別規範を実行していく上で必要なだろうと考えていますし、こういったものを含めて、研修、教育の充実を行っていくことが必要なのではないかと考えています。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

先ほどつながりませんでしたけれども、飛山委員、つながりますか。お願いします。

【飛山委員】 まずもって行政庁が、人命ですとか、安全ですとかを全てに優先するというふうに打ち出したことは非常に感謝いたします。

2点ございます。

まず、共通の話なんですけれども、規範を見ますと、経営者が行うべきものとされているものと、それから、従業員が行うべきというふうにされているものが混在しているように思います。この辺整理されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう1点は、林業あるいは木材製造業の関係でございます。林業あるいは木材製造業については、労働安全衛生法の網がかかっておりまして、規範で例示されている項目については、労働安全衛生法、あるいは、安衛則や、それから、厚労省のガイドラインとかなり重複しております。中にはもう義務づけされているものもございます。このあたりもちょっと整理したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

続きまして、御発言希望のある味の素の東森委員、お願いできますか。

【東森委員】 味の素の東森でございます。発言許可いただきましてありがとうございます。

2点ありまして、2－2－1の関係法令を遵守するという項目は、概念としてはそのとおりで、農業に従事される方が読まれたときにも、それはそうだよね、当たり前だよねとなると思います。しかし、何を守ればいいのかというと、そういう方々の全員が法律に精通しているとは考えにくいので、例えば、守ってほしい法律の内容を幾つか優先順位をつけて書いてあげると、実効性が高まると思います。

それから、1－3－1と1－3－2なんですけれども、適切に保管するとか、適切に行うと言うのは、非常によくある表現型ではあるのですが、例えば、燃料は消防法の管理ですし、農薬は毒劇物取締法の管理が要求されます。従いまして、これらの資材に対しては、異なる対処の仕方が必要ですので、適切に保管するという表現は、誠にそのとおりなのですが、これも保管の仕方を具体的に書いてあげると実効性が高まると思います。

以上でございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

続きまして、全中の生部委員、お願いできますか。

【生部委員】 生部でございます。お願いします。

意見というよりか、もしお考え、御見解があれば教えてもらいたいんですけれども、農業の例の資料4－1を使わせてもらいますと、2－3の事故時の事業継続に向けた備え、2－3－1、これ個別経営体向けのところにもありますし、事業者団体向けのやはり2－3のところでもありますけれども、共通規範で事業継続計画と書いてあったので、ちょっと身構えた部分もあったんですけども、今農業の関係でいきますと、コロナの関係で、例の「事業継続に関する基本的なガイドライン」の、「業務の継続」のところで書かれているフレーズといいますか、記述がありますけれども、役所サイド、事務当局が意識されているのは、そんな中身をこの作業安全版で考えようじゃないかなという理解でよろしいのかどうか。

以上、質問でございました。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

じゃあ、ここで1回区切りまして、農水省側から発言をさせていただきたいと思います。

が、じゃあ、まず浅川総括審議官からと、あと、林業の関係の御指摘は前島部長から、じゃあ、順にお願いいたします。

【浅川総括審議官】 ヒヤリ・ハットの結果の周知共有というのもしっかり書くべきだという御意見を頂きまして、明示はしていませんけれども、作業安全に関する研修教育の中に入ると思うんですが、これわざわざ1－5にヒヤリ・ハットというふうに書いてあるので、これの共有ということについて、これ各業種ほぼ共通したものでございますけれども、明示するような形で考えてみたいと思います。

私からは以上です。

あとは、農業と林業ですかね。

【木村上席企画官】 じゃあ、林野庁の前島部長、お願いします。

【前島林政部長】 まず、そうですね、上村委員がおっしゃっていたことはおっしゃる通りだと思います。特にやはり事故を防止するという観点からすると、ヒヤリ・ハットの事例をしっかり集めて、それを分析して、周知を図っていくということは非常に重要だと思います。特に、前回も発言させていただきましたけれども、林業の場合は、農業などと比べると、先ほど小谷委員のほうからお話ありましたけれども、人数だけで見てしまう、あと、事故件数だけで見てしまうと、就業者の数が圧倒的に違いますので、どうしても個々の事業体が持てる情報というのは限られてきますから、行政ですとか、事業者団体とか、そういったところが事例を集めて、その上でしっかり周知を図っていくということが重要になっていくと思いますので、この辺り、御発言も踏まえて、取り組んでいきたいというふうに思います。

飛山委員から御指摘のあった、経営者が行うものと従業員が行うものが混在しているんじゃないかと、それを整理すべきではないかということにつきましても、私も同じことを以前発言させていただいたと思いますけれども、農業の場合は、経営者と従事者というのが多くの場合一致する、特に個人事業主の方の場合には一致するケースが多いわけですが、林業の場合には別々になるというような経営体が多いかと思います。ですので、どこの部分、そもそもこの個別規範を誰に向けて発するのかということを整理する必要があると思いますし、それは、また、例えば、経営者に向けて発するんだということであれば、経営者の視点で個々の従業員にこういうことをしてもらおうとかいうような形で、できるだけその整理をしていく必要があるかなと。または、これをまた解説するような文章を作るというようなことも今後行われると思いますので、そこの中で、例えば、整理をする

とかいうような形で、受け止めた方々が自分のこととして受け止められるようなものにしていくということが必要かなというふうに感じているところでございます。

飛山委員からの２点目の、林業の関係で労安法を含めて、安衛則ですとか、ガイドラインと重複しているの、この辺り整理すべきではないかというお話ありましたけれども、確かにそういった考え方もあるかと思いますが、一方で、これを、だから、この項目は安衛則にあるからとか、この項目はガイドラインにあるからというようなことで、表現を、整理をあまりし過ぎてしまうと、この人命とか作業安全を優先するという考え方に基づいてどういうことやったらいいのかというときに、幾つものものを見なきゃいけないということになりかねないというふうに思います。そういう点からすると、相反するようなことが書いてあってはいけないですけれども、多少の重複は、そこは許容すべきではないかなと。むしろ、日々見るものとして、この作業規範を整理して、大事なことは安衛則やガイドラインに書いてあってもこちらにも書いてあるというような形にしていくことがむしろいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

じゃあ、農業の関係は生産局の今野課長からお願いします。

【今野技術普及課長】 生産局の技術普及課長でございます。

農業におきましても幾つか御指摘いただきましたけれども、東森さんからいただきました関係法令につきましては、分かりやすく例示をするというのはそのとおりだと思いますので、ちょっと検討していきたいと思います。

また、生部さんから御質問ありました事業継続につきましては、まさにコロナのガイドラインの中身に書いているようなことが該当するのかなと思いますので、ここも農業者があまり身構えないような分かりやすさは検討していきたいなと思います。

以上です。

【木村上席企画官】 ほかに。

じゃあ、水産庁の森部長、お願いします。

【森漁政部長】 すみません、水産庁の漁政部長でございます。

東森委員から話にありました、法令について重要なものから例示を、というお話を頂きました。ちょっと例示の仕方等いろいろ知恵を出さなきゃいけないかなと思いますが、漁業の場合、例えば、船の大きさによって適用される法律が違うだとか、例えば、船員法み

たいな特定の船員さんが乗っている船だけに適用されるものとか、様々あるものですから、全ての載せ始めると大変な量になってしまいます。この共通の漁業向けの規範ということになってしまうと、全ての漁業者がこれは自分に適用される法令だなというところがあるかな、人によって違う部分があるものですから、そこら辺の例示の仕方というのは少しちょっとよく工夫を考えてみたいと思いますが、事によっては、なかなか特定の者だけを挙げるというのが難しいのかなという感じはちょっとしております。いろいろ考えさせていただければと思います。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

ほかに農水省側はよろしいですかね。

追加で御発言希望を頂いております大日本水産会の小林さん、お願いできますか。

【小林委員】 発言の機会を頂いてありがとうございます。

今まさに森部長がおっしゃったことを言おうと思っていたんですけども、この漁業向けの個別規範、船の大きさ、それから、経営の規模によっていろいろありまして、ほとんどやっているところもあれば、ちょっと難しいかなというような小さな漁協さんですとか、1人、2人で船を動かしている船主さんもいます。そういう点は関係団体とも一度しっかり打ち合わせた上で、次回でお話をさせていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

それでは、この議題に関しては以上とさせていただきまして、次の議題に移らせていただきます。

資料の5でございますが、資料5の作業安全規範の活用についてということで、こちらから、浅川総括審議官のほうから御説明させていただきます。お願いします。

【浅川総括審議官】 まず、個別規範について様々な御意見ありがとうございました。各業種で事情が違っていて、すごく細くなるようなところというのは、現在さらに解説集というのも作ろうということで検討していきまして、例えば、船の大きさによって法律が違うとか、そういうようなところというのはその解説集の中で書き分けていくというようなことも含めて考えてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、資料5について御説明をしたいと思います。

どういうふうに使っていくかということについての御説明です。この共通規範と個別規範を作りましたが、その使い道については、前回も簡単に御説明いたしましたけれ

ども、2つあります。

1つは、各現場で自主的に使っていただきたいということで、ポスターみたいな形で掲示していただくなりして、日々の安全チェックに生かしていただけたらいいかと思っております。

それから、個別規範についてはチェックシートのような形にしたいと思っておりまして、各現場の安全対策で既に行っているものも含めて、また今後行うものも含めて、このチェックシートを使って点検をしていただくということに使ったらいいというふうに考えております。

前回の会議で、高橋さんのほうから、既にチェックシートを使っている現場がありますよという御意見を頂きました。既に持っているところというのは既存のものというものと比較をしていただいて、必要に応じて見直しをしていただくなり、また、既存のものを生かしながら、この新しいチェックシートの考え方も踏まえて現場で活用していただくという形で、いろいろと変えながら、見直しながら活用していただければというふうに考えております。これが1点目でございます。

それから、2点目は行政における活用ということで、1つは、このクロスコンプライアンスへの活用ということで考えております。これは規範の全ての項目というわけではありません。各事業の目的などによってどういうものを安全について要件化するかというのは、各担当の判断によると思いますけれども、来年度の事業から、このクロスコンプライアンス化というのをどんどん広げていきたいというふうに考えているところです。

それから、2点目は、これは私どもの現場の把握分析等にこのチェックシートを使いたいということで、補助事業などを行うときに、相手の方に、このチェックシートの取組状況について記入していただきまして、これを回収して、分析することで、政策の検証や、さらなる政策の企画というのに役立てていきたいと思っております。

したがって、この補助事業とひもづけて回収するものについては、こちらで作ったチェックシートについて回答いただくと。つまり、現場でそれぞれ変えてやってもいいという話をしましたけれども、補助事業について回答いただくのはこちらで作ったものについて回答いただくという形でチェックシートを用意したいというふうに考えております。

このような活用の仕方をするすることで、現場への浸透を図るとともに、今後の我々の実効ある政策にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

【木村上席企画官】 皆さん、大丈夫ですかね。聞こえていましたかね。

今映像はありませんが、聞こえているようでしたら、小谷さんから御発言希望がありました、小谷さん聞こえますか。

【小谷委員】 聞こえていますが、4のときの話だったんですけれども。

【木村上席企画官】 これ資料4のときでしたか。じゃあ、資料4でもいいです。すみません。じゃあ、お願いできますか。

【小谷委員】 すみません、ちょっと途切れ途切れだったので、4-1の農業向けの1枚目なんです、1-2で、1-2-3で、「トラクターなど、取扱説明書の確認などを通じて適正な使用方法」という部分なんですけれども、冒頭にも申し上げましたけれども、農業の場合、高齢農家が多いわけで、取扱説明書の確認が前提のように書かれていますが、もし機械の操作を誤ったときに、取説に書いてあったでしょうというふうに突き放すような感じがちょっとしたもので、取扱説明書だけでなく、結局その本人がその機械操作をちゃんと理解して熟知しているかという部分が大事なんで、今やりの高齢の農家に多いのは、そういう操作スキルが追いつけていないんじゃないかなということもあるので、もう少し優しい言い方といいますか、例えば、そのトラクターのメーカーが講習会を開くとか、ちゃんと分かるまで、取り扱い方法を教えてあげることが大事ですよということです。

以上です。

【木村上席企画官】 小谷委員、ありがとうございました。

じゃあ、資料5も含めて御意見いただきたいと思いますが、今御発言希望いただいているのは、全中の生部さんと、いとう漁協の日吉さんですかね。

じゃあ、生部さんからお願いします。

【生部委員】 全中の生部でございます。よろしくお願いします。

資料5とも関連するんですけれども、今後のスケジューリングのところをまずちょっとお伺いしたいなと思っています。

前回の資料では、第3回、本日の委員会に相当すると思うんですけれども、「有識者会議として共通規範を決定」、「パブコメ等を経て公表」、「以降、業種ごとに個別規範の内容を決定」とありました。先ほど浅川総括審議官も、特に個別規範は本日たたき台でこれからさらにとりやうなところがあつたんですけれども、そこら辺のスケジューリングがどうなのかなというところです。

といいますのが、共通規範は今日のやり取りで一定の整理というところではありますが、個別規範は「to be continued」、「続きます」という理解に立っております。

何でそんなことかというのが資料5とも関連するわけですが、チェックシートを使いましょうと、効果的にやっ払いこうとあるんですけれども、例えば、4-1の資料1つとってみても、個別経営体向けでも、都合25項目ありまして、どんな局面に、例えば、年間1回なのか、年間2回なのか、研修のたびなのか分かりませんが、最低年に何回はこの25項目をするとか、日々作業に出るときには当然この25項目全てはなかなか難しいでしょうけれども、その中で多分スクラップされてくるべき中身もあるのかなというところもありまして、個別規範を作り上げるためのスケジューリングですとか、私は農業の関係の委員をさせていただいていますけれども、いろいろな専門家の先生方の、委員の先生方の御発言を聞くと大変ためになるんですけれども、今後個別規範づくりが、何かグループに分かれて、あるいは、このメンバー以外の方々とか、あるいは、役所のそれぞれの部局の方々が作り上げていかれるのかどうか含めて、そこら辺の特にスケジュール感が知りたいというところがあります。

2つ目、3つ目は意見です。

2点目は、クロスコンプライアンスのところであります。前回はあえてちょっと私も口チャックしておりまして、発言しておりませんでした。他の委員から、アメとムチの例えも含めてお話がありました。今日の資料5の2にも書いてありますけれども、クロスコンプライアンスの実施に際しましては、やはりこの要件が現場の実態に即したものとなって、補助事業の推進と作業安全の取組の推進が図られるようにしていただきたいなということでありまして、現行でもかなり農水省の各部局の皆様方は工夫しながら対応いただいているかと思うんですけれども、そこについてはよく連携させていただきたいというところがあります。前回アメとムチという話が出ました。私としては、北風と太陽という言葉も好きなんですけれども、ぜひ太陽のようにしていただきたいなというところがあります。

最後、意見です。規範の位置づけのところ、事業者団体等ということで、広範なところはどうかと申し上げましたが、審議官からここはちょっと事業者団体でというお話もありました。私自身としては、やはり現場最前線に立たれる多様な皆様方にしっかりとこの作業安全のところは関心を持っていただかなければいけないのかなと思います。

2月のやはり安全推進会議の中でも、ちょうど今都道府県段階あるいは市町村段階のほうで情報収集体制の協議会等というような整備が促されているのかと思います。ちょっと

ここら辺の状況もお差し支えなければ教えてもらいたいと思いますし、この先いろいろと規範を作り出して、現場に定着させていく、当然そこには自分事とするという、一番最大の難関があるわけでありますけれども、やはり研修などの啓発活動の強化というところが大変重要になってくると思いますし、その際には、先ほど来といいますか、先ほど申し上げたこの協議会の枠組みも有効なのかなと思います。行政のほう、今までも、これまでもお答えを頂いていますが、研修資材の開発ですとか、インストラクター養成、あるいは、現場検討会みたいに、そういった開催の応援もぜひお願いしたいと申し上げさせていただきます。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

じゃあ、続きまして、日吉委員、お願いします。

【日吉委員】 どうも、漁業の日吉です。

先ほど浅川審議官のほうから、今回のことを補助事業と絡めてこの安全対策のことをするという発言があったと思うんですが、水産は今水産庁が漁船リースとか、漁具リースとか、また、もうかるとか、いろいろないい事業をやられていると思うんですが、その中に安全対策を入れていただくことはいい取組かなと思って発言させていただきました。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。今になって、画像が届きましたけれども、ありがとうございました。

【日吉委員】 お分かりになりましたか。

【木村上席企画官】 大丈夫です。聞こえました。ありがとうございました。

【日吉委員】 入っているのかなというのを、ちょっと森部長にも聞きたいところがあったんですが。

【木村上席企画官】 森部長に聞きたいところをもう1回お願いします。

【日吉委員】 ごめんなさい。漁業では、今水産庁が推進している漁船リースとか、漁具リースというのが近年行われていると思うんですが、もうかる漁業なんかもそうだと思うんですが、その中で資源管理というものが入っているんですが、それと同じような扱いで海上の労働安全を盛り込んでくれれば、もっと現場に意識啓発なんかでつながるんじゃないかなと思っているところなんですけれども。

【木村上席企画官】 よく聞こえました。ありがとうございました。じゃあ、後ほどま

とめて御回答します。

続きまして、農研機構の藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 農研機構の藤井でございます。

私からは、資料５－２の行政等における活用について、２点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

１つ目は、労働安全の視点から申し上げますと、補助事業等の幅広い事業を対象にして安全対策の実施を要件化していくということで、この事業目的等を個別に判断するとあるわけですが、これについては、分野共通のことと認識はしておりますけれども、農業について見ましても、雇用労働がなく、御自身と御家族などだけで営農されておられる、いわゆるひとり親方という方が依然として多い状況ではないかというふうに思います。そうした方々が、必ずしも十分な安全等に関する予備知識を持っていらっしゃるわけではないと思われますので、例えば、経験や勘に基づいてトラクターを初めとした大型機械の運転をされているといったようなことが実情かというふうに考えます。

そういうことで、毎年１時間でもいいかと思しますので、最低限の安全研修を受講することについて、個人向けの補助金を全て要件化するくらいの対応が必要になってくるのではないかというふうに考えます。

それから、２つ目は、製品安全の視点からということになりますけれども、私ども農研機構の業務として現在実施しております、農業機械の安全性検査に関してでございますけれども、農業機械化促進法の廃止とともに、検査合格機の扱いは補助事業の対象要件から外れていったこともございまして、受検する農業機械の種類、特に新検査基準での受検件数が一向に増加しておりません。毎年多くの死傷事故が発生している実情におきまして、私どものこの制度を浸透させる努力がまだ足りてないところがあるわけでございますけれども、この農業機械の安全認証を受けるスキームはこの制度以外現状はないと言ってもよいかと思えます。

したがって、全て補助事業等で農業機械の導入支援を行っていく際には、安全性検査合格機から選定いただくようなクロスコンプライアンスへの御活用をぜひとも御検討いただくようお願いしたいと思います。

私から以上でございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

続きまして、梅崎委員、お願いします。

【梅崎委員】 梅崎でございます。それで、1点だけなので、もう音声だけでお願いいたします。

チェックシートは非常に有効な方法だというふうに思います。ただ、私どもちょっと研究開発を、うっかりすると現場に丸投げになりかねないんで、あくまでも、規範を遵守する主体はもう経営者なんだという観点から、主体が経営者であることをちゃんとする何かうまいきっかけ、これが必要だというふうに思います。

以上でございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

続きまして、大吉委員、お願いします。

【大吉委員】 私は、今回はチェックシートの件に関してはすごく分かりやすくいいと思っています。タイミング的に農作業安全の習慣とかでみんなに周知したりとか、そういうときに自主点検をしてみるというようなやり方で活用していただくとチェックシートも有効に使えるのではないかなというふうに思います。

そして、あと、②のクロスコンプライアンスについてなんですが、すごくいいことだなと思っておりまして、現場の把握とか取組状況が分かれば、安全に作業している人に補助事業を活用していただくきっかけにもなると思うので、そういう取組をしていただけたらすごくありがたいなと思います。

当農園では、GAPの認証を受けることで安全対策が進んだりとかということで、スタッフの意識が変わって、安全に作業してもらえるようになったと思っていますけれども、それを、皆さんGAPを取っていただくというのはなかなか難しいかなと思いますし、農林水産業の作業安全に焦点を当てた形で、それぞれの規範が浸透していくような取組の1つとして、安全な事業者の方に認証を与えるような仕組みとかになってくると、頑張っている農家さんとか、頑張っている漁業の方とかに励みになるんじゃないかなと思ったものですから、今回のこの規範をそういうふうな形で活用していただけないかなと思って、発言させていただきました。そうしていただけたらありがたいです。

【木村上席企画官】 大吉さん、ありがとうございます。

それから、生部委員からチャットでコメントを頂いていますが、資料5の(1)は個別規範でなく共通規範ですか。指名いただかなくても結構です。個別規範のポスター化はなじまないと思いますということで、御指摘いただきました。

それから、じゃあ、最後に吾妻森林組合の吉田さん、御発言いただいて区切りにしたい

と思います。

【吉田委員】 共通規範、詳細に明記していただきまして大変分かりやすいと思います。個別規範についても、詳細にということで、その中で、ヒヤリ・ハット事例の分析と共有というところがございます。まさしくこれが事故を防ぐためには重要なのかなと思っておるところでございます。

これはお願いになるのか、これからの運用になるのかちょっと分かりませんが、前回の会議のときに、前島林政部長から発言があった災害事例の関係ですね。死亡災害になってしまえば、林災防のホームページで状況が確認できます。私どもはそれを使い、リスクアセスメント研修や安全大会の資料として使わせていただき、話し合いをしております。

この間の発言の中にもありましたように、休養4日以上災害の中にも、当然重篤なものも多くあります。また、聞くところによると、国有林内で起きた重篤災害については、国有林の事業請負をしておる業者には速報という形で資料が配布されると聞いております。民有林側にも情報提供が頂けないでしょうか。ゆくゆくは民有林内で起きました重篤災害についても共有ができるようになれば一番いいなと思っております。これについては、林野庁、厚生労働省、どちらにお願いすればいいのか分かりませんが、御検討いただきたいということです。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

それでは、農水省側から発言させていただきたいと思います。全体について、浅川総括審議官からまずお願いしたいと思いますが、その後水産と林野と農業ということで、順に発言させていただきます。

じゃあ、浅川審議官、お願いします。

【浅川総括審議官】 まず、生部さんからスケジュール感について御質問がありました。できるだけ早く策定はしたいと思いますが、確定をしているものということで言えば、これ来年度の事業から使いたいということです。予算が確定する12月というのが本当に最後の最後の決定の期限でございます。それより早く確定はしたいと思います。

個別規範については、それぞれの業種ごとに違ってきますので、どういう形で、いずれにしても、今日御出席の皆様方の御意見も聞きながら作っていくということになりますけれども、それぞれの業種ごとで今後詰めていくという形になろうかというふうに思っております。

それから、同じく生部さんのほうから、広範な人にも関心を持ってもらうことが大事なんじゃないかという話がありました。これおっしゃるとおりでございます。当事者のほかにもしっかりと安全について、安全対策、また、事故の発生などの実態や業界の取組について知っていただくということが、将来農業に就業していく人を増やしていくためにも大事だと思っております、この規範の当事者じゃないからといって関係ないということではなく、いろいろな場を通じてこの安全の取組というのは広報していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【木村上席企画官】 じゃあ、続きまして、水産の関係で、森部長からお願いします。

【森漁政部長】 日吉さんのほうから御指名を頂きましたので、漁業関係の事業のクロスコンプライアンスの関係でございますが、実はこれまでも一部要件化されているものもあったわけですが、まさに日吉委員から御指摘のあった、漁船、漁具リース、それから、いわゆるもうかる漁業の事業につきましては、今年から安全についての要件というのを設けているところです。具体的には、船の場合には、船舶自動識別装置、いわゆるAIS、これを設置するということの義務化でございますとか、あと、ライフジャケットの着用徹底の取組をしていただくということ、これも要件にしておりますし、また、法令違反によって死亡事故、死亡災害が発生した場合には、その翌年、事業のほうは採択はできないというようなことも併せて要件化させていただいているところです。

こうした事業を要件化したことの効果だとか、反応、いろいろな御意見も伺いながら、またどのような形でこの補助事業におけるクロスコンプライアンスを入れていけばいいのか、ほかの事業にも適用できるものなのかどうか、そこはよく検証していきたいというふうに思っております。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

じゃあ、続きまして、林業の関係で前島部長からお願いします。

【前島林政部長】 吉田委員からヒヤリ・ハットの関係で、前回私が発言したことについて御指摘を頂きました。後ほど政策課のほうから説明があるかもしれませんが、今回の資料の中で参考2のところで、作業事故の関係の調査事業の実施についてという紙がございます。こちらのほうに書いてありますけれども、左側の四角の下のほうですけれども、事故情報は厚生労働省のデータ、都道府県による調査データ、国有林での事故発生報告等から可能な限り幅広く収集ということでございまして、この中で、吉田委員からも

御指摘のあった、例えば、厚生労働省さんのほうでお持ちになっているデータですとか、あと、私どものほうで持っている国有林での事故発生報告などについて、従来死亡事故だけにどうしてもとどまりがちだった分析対象をできるだけ幅広く集めるということでやっていきたいと。厚生労働省さんにも非常に今前向きに御協力を頂いておりますので、こういった取組を通じて、できるだけいいものを、参考になるものを提供できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

じゃあ、農業の関係は今野課長からお願いします。

【今野技術普及課長】 技術普及課長でございます。

農業も幾つか御指摘いただきました。生部さんから頂いた御指摘は、補助事業の要件化に当たってはあまり補助金を受ける農家側の負担にならないようにということかなと思いますけれども、やはり事故がこれだけ起こっている中で、この規範、そのチェックリストがもう自然体でこなせるようにならないと本当に事故が減っていかないと思いますので、我々が農作業安全運動の中で作っている都道府県などの協議会などもうまく使って、現場に浸透していくようにやっていきたいなと思います。

あと、小谷さんと藤井さんから御意見いただきました。まさに先ほどの話にもつながりますけれども、農業者は一人親方が多くて、長年の知識と経験だけで機械を動かしているという方も多いと思います。それで、我々農水省でも研修はやってますし、都道府県でも、農業大学校とかで研修をやってますけれども、受講される方というのはほんの一握りでありますので、僕ら自身ももっと多くの農業者が研修を受けられる環境を作んなきゃいけないと思っています。

それで、例えば、私らは運転免許を更新するときに、違反点数に応じて部屋が分かれて、1時間ぐらいビデオを見て、最近の事故の傾向とかを勉強しているわけですがけれども、あれぐらいの感じの研修を毎年受けられるとか、そういった体制づくりができないかなというのは思っています、具体的にどういことができるかを検討していかなくちゃいかなと思っています。

また、クロスコンプライアンスのところで、補助金の要件として既に安全研修の受講を義務化している事業もありますけれども、事業内容が事故防止措置と関連が深いものとかに限定されていたりしますので、事業によらずこういう安全の取組が要件になるという、いわゆるクロスコンプライアンスの段階には至っていないのかなとも思っていますので、

これらの取組、特に安全研修の位置づけをうまく高めていけるようなことにつながらないか、官房含め関係のところと検討していきたいと思っています。

あと、その中で、藤井さんからもありました、農業機械の安全性検査、より安全なものが補助事業で入るというところはある意味当たり前でもありますので、そういったようなものを活用できないかについても検討を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

【木村上席企画官】 では、農村振興局のほうからお願いします。

【藤崎農村振興局審議官】 藤井委員から御指摘あった２点目、先ほど生産局からもお話ありましたけれども、農研機構の安全認証を受けたものについての取扱いですけれども、現場のほうからしますと、例えば、農業、あるいは、その関連活動に従事される方というのは、いわゆる若い男性だけではなくて、高齢者もちろん多いわけですし、それから、女性も参加しやすくしていくことを配慮する必要があると思うのですけれども、そうしたときに、藤井委員御自身おっしゃっていましたが、この安全検査の認証を受けているものが、高齢者とか女性が機能的に使いやすいものも認証を受けているかどうかという点があるかと思います。私も最新のそういった具体的にどれが認証を受けているか、最新では確認しておりませんが、必ずしも、例えば、刈払機について、女性や高齢者が使いやすいものも市場にはあるのですけれども、どうもちょっと認証を受けている情報は私も持っておりませんので、そういった点も考慮していく必要があるかと思います。

【木村上席企画官】 農水省側からはよろしいですかね。以上でございます。

最後になりますが、こちらから参考資料の説明をさせていただきまして、その上で総括的な御質問等あればお願いしたいと思いますので、あともう１回ぐらい皆さんに御発言いただく機会がありますから、全体を通じてお願いしたいと思います。

じゃあ、参考資料の２と３につきまして、浅川総括審議官のほうから説明をお願いいたします。

【浅川総括審議官】 参考資料の２を御覧いただきたいと思います。

本年度の委託事業によって、分野横断的な事故要因の調査分析や安全対策に係る優良事例の調査を行っておりますので、その御紹介になります。

左枠を御覧いただきたいと思いますが、作業事故の実態や要因調査ということはこの事業で行うことにしております。具体的には、各分野の過去３年程度の事故情報を、厚労省や都道府県の調査データなどから、できるだけ早く幅広く収集して、右のほうの類型化イ

メージ図にあるような形で整理をしていて、事故の実態を明らかにしていきたいということでございます。

右のほうになりますけれども、作業安全対策をしっかりと実践している優良な経営体や事例の調査や、また、労災保険の特別加入についての取組の優良事例というのも併せて収集をしたいと思います。また、このヒヤリ・ハット体験の聞き取りなども行いまして、潜在的なリスクも把握するということでございます。こういうような事例を集めて分析をするとともに、横展開といいますか、広く広報していきたいということでございます。

これらの調査、また、実施については、今後必要に応じて委員の皆様にもお知恵を頂きながら進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようによろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

それから、次の参考3の資料になります。

この資料は、6月29日、つい最近ですけれども、農水省の独立行政法人の家畜改良センターが公表したものです。家畜改良センターにおける事故例の発生状況や原因や対策を分析して取りまとめたものです。今後は畜産の現場にも活用できるということで、今回公表することで、現場での活用を期待するという、そういう位置づけのものでございます。

今回共通規範などで団体の取組というのに支援というのを書きましたけれども、こういう形で事例集を公表して広めるというのも1つの方策ではないかと思いましたので、資料として追加いたしました。

以上です。

【木村上席企画官】 それでは、全体を通じて御発言があれば、チャット欄に御記入いただきたいと思います。こちら側の画面が多分映っているんじゃないかと思いますが、皆さんの顔が我々ちょっと見えなくて、ちょっとあれなんですけれども、もし御発言希望があればお願いしたいと思いますが、今日まだ御発言いただいていないサイプレスさんの砂田さん、それから、食品産業センターの田辺さん、もし御発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

聞こえているか、固まっているか、ちょっと分かりませんが、スナダヤさんからチャット欄にコメントがありましたので、じゃあ、砂田さん、お願いします。

【砂田委員】 すみません、発言の機会を頂いてありがとうございます。

規範のところなんですけれども、木材産業の部分で、弊社の場合木材産業なんです、

この部分の1-3-3というところがあります。資機材等の安全性の確保というところがあります。機材等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択するというふうに書かれているんですけども、もう全くそのとおりでして、我々はどちらかといったら機械でものを作っていくことが多いんですけども、事故になる場合、ほとんどが、通常の作業をしているときはほとんど事故はないんですけども、やはり何かトラブルを抱えたときに、機械が回っているときに手を突っ込むだとか、やってはいけない作業をやるとか、そういうものもずーっと教育をして、これまで皆さんおっしゃっているように、紙にも書く、いろいろなことをするんですけども、やはりそれが起こってしまう。

じゃあ、それをなくすのにはということで、これは他産業の方にはどうなのか分かりませんが、こういう機材を作っている、我々木材製材加工機械という、そういう業界さんもあると思うんですが、そちらの方にも可能な限り安全対策ができる機械を作ってくださいということも、やはり喚起すべきではないのかなと。我々だけが、使うほうだけが、それはもちろん使うほうが努力はするんですけども、作っている機械メーカー、あるいは、ラインというか、そういう部分もまた行政のほうから御指導いただければ非常にありがたいんじゃないかなと、こんなふうに考えています。ありがとうございました。

【木村上席企画官】 砂田さんありがとうございました。

今日、オブザーバーとして厚生労働省から安達課長にまた今日もお越しいただいていますけれども、全体を通じてもしコメントがございましたら。

【安達安全課長】 厚生労働省の安達です。1点だけちょっと宣伝も兼ねてですが、今日は7月1日です。毎年7月1日から7日までは全国安全週間でして、昭和9年からずっと続いているもので、事業者の方と働く方、それぞれに実施事項を決めて、職場の安全を点検していただくという形でやっております。

今日、資料5のところでも安全啓発の強化というところが非常に重要ということがございましたので、規範ができた際には、私どものそういった啓発の機会もうまく連携をさせていただいて、取り組めればなというふうに思っております。

なお、今日は高齢者の話がかなり出ていたと思いますが、今年の全国安全週間のテーマの1つがまさに、高齢者の事故が多いので、高齢者に配慮した取組をとということで、取り組んでおります。

以上です。

【木村上席企画官】 すみません。無理やり振ってすみませんでした。

ということで、じゃあ、今日いろいろと活発な御意見を頂きまして本当にありがとうございました。

最後に、浅川総括審議官からもしあれば御発言いただいて、最後の末松次官から。

【末松事務次官】 ちょっと先に、私先に。

【浅川総括審議官】 では、どうぞ。

【木村上席企画官】 じゃあ、次官から。

【末松事務次官】 今日はありがとうございました。ちょっと逆に生部さんとか、皆さんに聞きたいことがあって、何か今日やったこれらの事項に違反したまたは実行しなかったとしても法令違反等に問われるものではありませんがというのを、こう書いて思ったんですけれども、罰はないんだけれども、何か褒めるようなことをね、考えたらどうかなというのがあるって、先ほど北風と太陽みたいな話がありましたけれども、そういうことについてちょっと検討をとということで、経産省にいたときは、企業で何かそういう、健康何とかとかいうのでやっていたのをそばで見ていたことがあるんですけれども、あと、厚生労働省でもいろいろなことをしているような気がしますし、あと、ISOだったり、何かこう、農水省で何かするということが必要なのか、または、既存のね、いろいろなものを活用するということが必要なのか、北風と太陽の太陽のほうのようなことについて、何か御提案とかね、何かあったら、今も教えてほしいですし、何かあったらちょっと御意見いただければというふうに思います。

【木村上席企画官】 皆さんで、さっきあれですね、大吉さんから同様の御意見を頂いていますが、生部さん、まずいかがですか。

【生部委員】 すみません、次官、どうも大変ありがとうございました。なかなかちょっと今これはというところはないんですけれども、この安全対策のところ、自分のこだわりというのが、これで仲間を、私自身は農業やっていないんですけれども、何人か仲間を亡くして悲しい目に遭っているというところがやはり原体験にありますので、何かいいアイデアが、官房、あるいは、技術普及課のほうと御相談できるように頑張りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上です。

【木村上席企画官】 あと、先ほど大吉さんからコメントいただきましたけれども、今の末松次官の発言に対していかがですか。

【大吉委員】 すごくありがたいと思っています。そうですね、太陽のような、自分たちの取組が評価されるというのはすごく励みになりますし、ありがたいことだと思います。周りの方が農作物を買ってくださったりとか、あと、業者さんの方とかがそういう、安心安全で、しかも、1人もけがなく作られているおいしい農作物だというの認定してもらえような仕組みがあれば、現場の頑張っている農家さんたちも励みになるとと思いますので、ぜひ国のほうで安全対策に取り組む業者の可視化というところも書いてあったりするので、安全に取り組んでいる人には認定をしましょうとか、クロスコンプライアンスのところでもいい取組をしている業者さんに認証を与えるというか、エコ認証みたいな労働安全認証みたいなのがあればいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【木村上席企画官】 ありがとうございます。

それから、小谷さんからもチャットで頂いていますが、小谷さん、つながりますか。

【小谷委員】 ありがとうございます。藤井委員のお話とも関連するんですが、農機具メーカーさんの側からもですね、使う農業従事者の意識、自分事化も大事なんですけれども、やはりトラクターとか、何かしらの農業機械で事故が起きるのが多いわけで、一般の車メーカー、乗用車というのは、ドライバーの安全、命を守るのが車の一番の売れるモチベーションなわけですね。何か起きたらクッションがぱんと出てくるような、命を守りますよという。同じように、最もいいトラクターは事故の起きない、事故の起きにくいトラクターなんですとか、この農業機械は最も事故が起きにくいんですよというようなことを売りにする方向というんでしょうかね、開発も含めて、それは認証なのか、表彰なのかわかりませんが、農家だけに今回の意識改革を求めるんじゃなくて、農業機械とかメーカーとか全体で意識改革といいますか、作る側も使う側も全体でアップしていくような何か報奨があればいいなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【木村上席企画官】 ありがとうございました。

次官からもし、よろしいですか。

【末松事務次官】 分かりました。何か事務局でもいろいろ各省の例とかあるんだと思うんです。私は経産省のときに何かあるなと思ったのがあって、あと、それから、ちょっと今の話と合っているのかどうか分からないですけども、国際的な認証なんかもこういう、そういうのが大切にされる時代になっているんで、どういうやり方で、何というんで

すかね、今の機械の話もなるほどなと思いました。どういうことができるかというのは、ちょっと今の状況も踏まえてどういうことができるか検討するのもいいのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

【木村上席企画官】 では、本日の議論は以上とさせていただきます。

ちょっとカメラの調子が後半悪くなっちゃって、我々の表情がどう映ったのか、全然こっちで分からないですけども、いずれにしろ、本当に貴重な御意見を多く頂きましてありがとうございました。皆様方の御意見を踏まえまして、また、個別規範、それから、この規範の活用について検討していきますので、引き続きこの会議への御参加をお願いしたいと思います。

それでは、本日の会合は以上といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —